

公示番号：160889

国名：ルワンダ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：灌漑水管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（水管理／評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：水管理／評価分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年12月下旬から2017年2月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.80M/M、合計 1.30M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	24日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月30日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年12月13日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点

(計 100 点)

類似業務	水管理に係る各種業務及び各種評価調査
対象国／類似地域	ルワンダ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

ルワンダの農業セクターは GDP の約 34%（2013 年：世界銀行）を占める同国の主要産業であり、全人口の約 80%が従事している。ルワンダでは、気候の変化に影響を受けやすい天水農業が大部分を占めるため、農業生産性を向上させ、農民の収入を安定化させるためにも灌漑開発を重要な開発優先課題として掲げている。他方、これまで開発された灌漑地区は約 3.2 万 ha（低湿地：2.8 万 ha、丘陵地：0.4 万 ha）に留まっており、同国の灌漑開発ポテンシャル（約 59 万 ha（ルワンダ灌漑開発マスタープラン（2010）による推計））のうち、5.4%に過ぎない。灌漑施設の運営維持管理については、2011 年に制定された水利組合に関する法律に基づき、灌漑水利組合（Irrigation Water Users Organization：IWUO）が主体となることとされているものの、IWUO による灌漑施設の運営維持管理や水管理に必要な政府からの技術指導は十分になされていない。

ルワンダ政府は農業セクターの中期計画である PSTA 3 (Strategic Plan for the Transformation of Agriculture in Rwanda Phase 3: 2013-2018) において、目標年である 2018 年までに灌漑面積を 10 万 ha まで増加させる目標を掲げている。また、PSTA3 では、目標達成に向けては、新規灌漑開発を進めることに加え、既設の灌漑施設のリハビリによる機能回復・改善や、農民組織による維持管理を想定した適切な灌漑施設のモデル構築も重要な課題とされている。係る状況からルワンダ政府は我が国に対し、灌漑施設維持管理及び水管理能力向上に資する人材育成を通じ、農民組織による維持管理手法をルワンダ全国に広く普及することを目的とする「灌漑水管理能力向上プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を技術協力プロジェクトとして要請した。

本詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、5 項目評価（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な情報を収集、整理し分析するとともに、他の団員と協力して、本プロジェクトの協力計画策定のために必要な調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする調査団員が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめを行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2016 年 12 月下旬）

- ①要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、ルワンダ側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ②評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案の検討及び作成に協力する。
- ③対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2017 年 1 月中旬～2017 年 2 月上旬）

- ①JICA ルワンダ事務所等との打合せに参加する。
- ②ルワンダ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。その際、予め JICA ルワンダ事務所を通じ配布した質問票を回収し、収集した情報を取りまとめる。
- ③担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。想定する調査項目は以下のとおりであるが、これ以外にも調査すべき項目がある場合はプロポーザルにて提案する。
 - 1) ルワンダの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付けの確認
 - 2) 関連分野における開発動向（他ドナーの援助動向を含む）の確認
 - 3) 水管理に関する現状の把握

IWUO が主体となり灌漑施設が持続的に運営維持管理されるために重要となる以下の項目について現状を把握するとともに、本プロジェクトによる支援の方針及び留意すべき点を検討する。

- ア) 行政機関（所掌業務、人員体制、事業実績等）

- イ) 農協・組合（組織構造、支援体制、IWUO との関係等）
- ウ) IWUO（政策・法律、支援体制、内規、管理移管状況、管理実態）
- ④協議の結果及び収集した情報、資料を基に、他の調査団員と協力して、本プロジェクトの概要（協力の範囲、活動内容、投入規模、実施工程、現地再委託の有無等）、プロジェクトにおけるルワンダ政府機関の実施運営体制を検討・提案する。
- ⑤担当分野に係る PDM 案、PO 案の作成に協力する。
- ⑥ルワンダ側関係機関との協議で合意された内容に基づき、M/M（Minutes of Meetings）案（英文）の作成に協力する。
- ⑦担当分野に係る現地調査結果を JICA ルワンダ事務所等に報告する。
- ⑧評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、とりまとめに協力する。

(3) 帰国後整理期間（2017 年 2 月上旬～2017 年 2 月中旬）

- ①事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の調査団員が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ドーハ⇒キガリ⇒ドーハ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は 2017 年 1 月 11 日～2 月 3 日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。また、JICA 職員等の現地調査期間は 2017 年 1 月 15 日～1 月 28 日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 灌漑事業管理（農林水産省）
- エ) 水管理／評価分析（本コンサルタント）

③便宜供与内容

JICA ルワンダ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の現地調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム (TEL:03-5226-8426) にて配布します。
 - ・「灌漑水管理能力向上プロジェクト」要請書 (写)
 - ・ルワンダ国東部県低湿地灌漑開発に係る情報収集・確認調査報告書 (案)

(3) その他

- ①農業・農村開発分野に係る詳細計画策定調査、中間レビュー調査、終了時評価等の業務経験を有することが望ましい。
- ②業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ルワンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上